

令和5年 築上町教育委員会（6月定例会）議事録

1. 日 時 令和5年 7月 3日（月） 午後2時00分開会
2. 場 所 築上町役場 本庁 議会委員会室
3. 出席委員 麥田 猛美 教育長職務代理者、折本 美佐子 委員、小林 正尚 委員、
鱒淵 尚徳 委員、久保 ひろみ 教育長
4. 欠席委員 な し
5. 傍聴者 15 名
6. 事務局出席者 鍛冶 孝広 学校教育課長、尾座本 三雄 生涯学習課長、
樽本 知也 教育施設整備室長、岡部 勇祐 学校教育係長、
須山 祐樹 学校管理係長、岡部 孝徳 社会教育係長、
藤江 崇 教育施設整備係長、榎 憲治 指導主事、
寺門 東 指導主事、毛利 克裕 地域活動指導員

午後2時00分開会

7. 会議内容

- (1) 開 会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 前回議事録の承認
- (4) 教育長報告
報告1 教育長会議報告
- (5) 事務局報告
報告2 築上町議会6月定例会の報告について
報告5 生涯学習課報告
報告6 指導主事報告
- (6) 議事

議案第16号 築上町公民館運営協議会及び築上町コミュニティセンター運営審議会
委員委嘱について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議事に入ります。議案第16号 築上町公民館運営審議会及び築上町コミュニティセンター運営審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（尾座本 三雄君） 生涯学習課、尾座本でございます。築上町公民館運営審議会及び築上町コミュニティセンター運営審議会委員の委嘱ということで、議案のほうは1ページ目をお願いいたします。こちらの2つの審議会ですけれども、同じ構成メンバーとなっております。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期となっております。

今回は、一番上の部分になりますけれども、学校教育関係者の築上町小中学校長会の令和5年度の人事異動によりまして、委員が交代しておりますので、そちらで交代した委員を提案するものでございます。こちらの任期につきましては、残任期間の令和6年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま生涯学習課より、審議委員の委嘱についての提案があったところでございますが、御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 人事異動に関しての交代でございます。それでは、ここで採決させていただきたいと思っております。議案第16号 築上町公民館運営審議会及び築上町コミュニティセンター運営審議会委員の委嘱について、賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） 全員挙手ということで、第16号議案は承認されました。ありがとうございました。

議案第17号 築上町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは続いて、議案第17号 築上町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 学校教育課の岡部でございます。議案第17号 築上町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

データ上のページで言えば6ページ、新旧対照表を御覧ください。まず第2条でございます。現在傍聴を希望される方、こちらは会議室入室前に住所・氏名等を会議傍聴人受付簿に記入いただいておりますが、個人情報保護の観点からこの運用を見直しまして、受付簿ではなく個別の受付票に改めたいと考えております。

続いて第4条でございます。第4条は傍聴人の入室に関する規定でございます。基本的には表現を改めたものとなっておりますが、各号、少々抽象的な表現となっておりますので、新たに第3号として、張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、上りの類を携帯しているものを追加しております。

続いて第5条でございます。第5条は傍聴人の遵守事項に関する規定でございます。こちらも基本的には表現を改めるものとなっておりますが、帽子をかぶらないこと、それからみだりに傍聴席を離れないこと、こういったもう必要ないのではないかとと思われる事項については、削除するものであります。

また第5号に携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器の電源を切る、またはマナーモードにするなど音声を発しない状態にすることを新たに追加いたしました。携帯電話、それからスマートフォンをはじめとする情報通信機器については、我々もそうなんですが、常に携帯するなどの必要不可欠な機器となっておりますので、持ち込みを禁止するものではないと考えております。しかし、会議の妨げにならないように、音声を発しない状態にさせていただく必要がございますので、今回追加させていただこうと思っております。

続いて第6条でございます。こちらは新たに追加した条文でございます。写真、動画等の撮影、及び録音等の禁止について定めるものであります。

議案第17号 築上町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局より、傍聴人規則の一部改正について説明があったところです。申込の用紙、そして遵守事項等を変えたというところがございますが、よく読んでいただきまして、御意見があれば出していただきたいと思っております。

鱒淵委員、お願いいたします。

○教育委員（鱒淵 尚徳君） 鱒淵です。5条の5項のマナーモードのところなんですけど、これ機内モードを追加してもらえれば、機内モードは全然電波を発しないので、マナーモードよりちょっと音は鳴らないかなとは思っているので、それを文言に入れても良いかなというところと、あと第6条の終わりのほうに、「ただし、特に教育長の許可を得て」というところの、「特に教育長」の「特に」はなくても良いかなと思いました。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。どうですか、事務局のほうからお願いします。

○学校教育係長（岡部 勇祐君） 第5条の第5項、機内モードですね。「マナーモードにする等」という「等」が入っているので、機内モードも含めて音が発しないようにしていただければ構わないので、こちらはこの表現で良いのかなと思っております。

第6条の「特に」というところですね。これは外しても支障がないと思うので、削除する方向で検討したいと思います。ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） 他の委員さん方、いかがでしょうか。よろしいですか。

折本委員、お願いいたします。

○教育委員（折本 美佐子君） はい、折本です。改められた部分は良くなっていると思います。

改正前の文章、私これ初めて全部見たんですけども、文章の言葉がやっぱりちょっと威圧的です。威圧的っていうのは合わないかもしれないんですけども、何となく私が傍聴、例えば教育委員ではなくて傍聴に来たときに、こういう文章があったら少し嫌な思いになるなっていうのを感じました。感じたので、改められた部分は言い回しがソフトになっていると思いましたので、良かったと思います。

また今後こういうもの、文章ですね、これは27年に改正されたということなので、平成27年だったと思いますので、また古いものがあればどんどんチェックして、改めていくということも必要かなと思います。以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。やはり随時、見直していくということは必要かと思っております。ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、議案第17号 築上町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

○教育長（久保 ひろみ君） 全員挙手ということで、議案第17号は承認されました。ありがとうございます。

(7) 連絡事項

(8) その他

(暫 時 休 憩)

報告3 区域外就学について【非公開】

報告4 体験入学許可及び通学自動車(スクールバス)追加乗車許可について【非公開】

(9) 閉 会

午後5時20分閉会